

平塚市民病院をご利用の皆様へ

重要なお知らせ

保険外併用療養費が平成30年10月1日から変わります

かかりつけ医からの紹介状をお持ちにならない初診患者さんにご負担いただく

非紹介患者の初診時保険外併用療養費4,320円（消費税込）が平成30年10月1日から5,400円（消費税込）と改定されます。

また、平塚市民病院では急性期状態を脱した方（病状が安定した方）に対して、かかりつけ医への紹介状を発行しています。

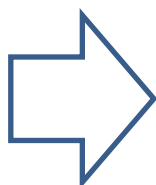
その後の治療について、患者さん自身の選択により市民病院を継続的に受診する場合は、紹介申出済患者の再診時保険外併用療養費として2,700円（消費税込）をご負担いただきます。

* 初診・再診ともに診療報酬に定める診療料とは別にご負担いただきます

現行（～平成30年9月末日）

4,320円

（消費税8%込）



改定金額（平成30年10月1日～）

5,400円

（消費税8%込）

～ 保険外併用療養費について ～

厚生労働省は「医療の機能分化」を推進しています。

平成30年4月1日の診療報酬改定と同時に「保険医療機関及び保険医療養担当規則」が改正されました。病床数が400床以上の地域医療支援病院は、いわゆる大病院と区分されることになり、より一層の地域医療連携の推進役として「保険外併用療養費」の額も定められました。

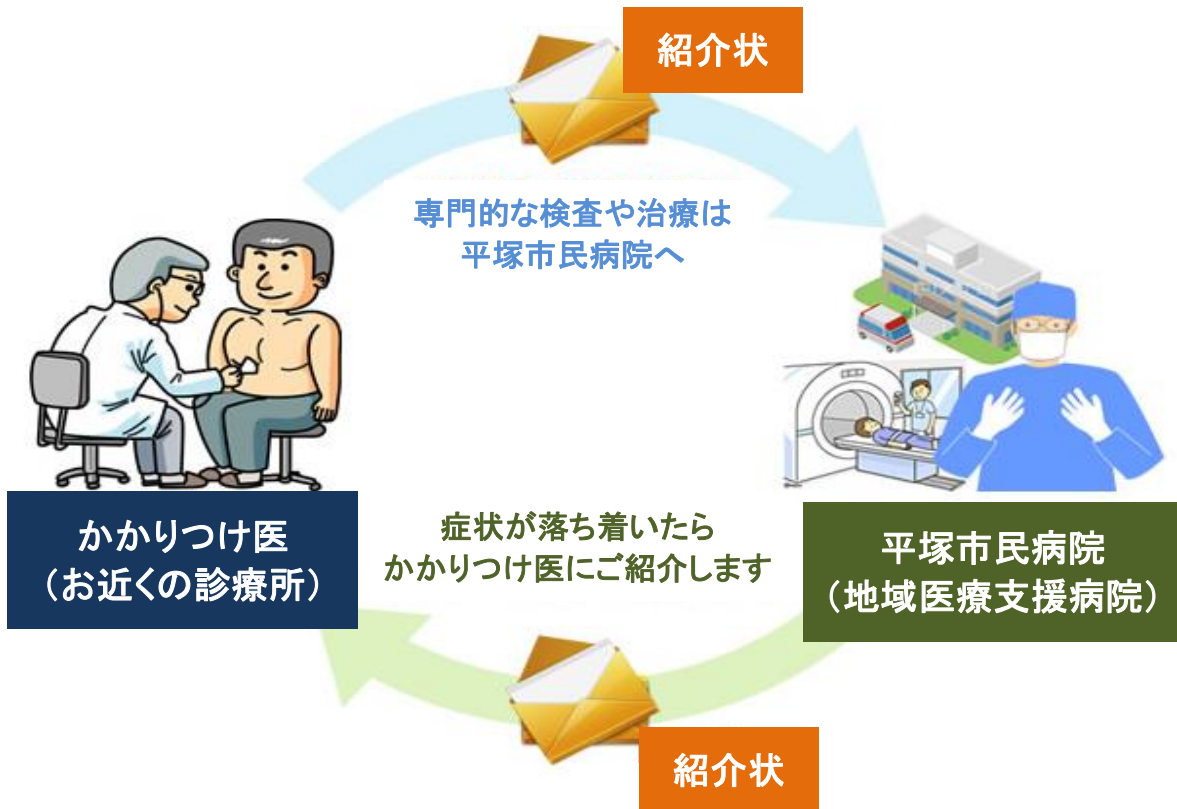
平塚市民病院は地域医療支援病院として、今後とも、かかりつけ医と連携を推進してまいります。 また、高度急性期・急性期の病態の患者さんを受け入れていく「急性期病院」として、救急医療の充実をはじめ、入院治療や手術の必要な方、高度・専門的な医療が必要な方を受け持つことにより、**地域完結型医療に貢献してまいります。**

平塚市民病院を受診される際には、

かかりつけ医からの診療情報提供書（紹介状）

をご持参ください

かかりつけ医からの紹介（地域医療連携）のイメージ図



次の方は「初診」として取扱い、紹介状をお持ちでない患者さんは初診時保険外併用療養費（5,400円消費税8%込）をご負担いただきます。

- ・当病院に初めて来院された方。
- ・以前に受診したことはあるが、すでに治療期間が終了（治癒）した後に再び来院された方。
- ・患者さんが任意に診療を中止されて、一定期間以上経過した方。

次に該当される方は初診時保険外併用療養費（5,400円消費税8%込）を
ご負担いたしません（免除）。

- ・**緊急その他やむを得ない事情**により、他の医療機関からの紹介によらず来院した場合。
（救急車で来院された方）
（外来受診から継続して即日入院する場合など）
- ・他の保険医療機関などから診療情報提供書（紹介状）をお持ちいただいた方。
- ・今回、受診する診療科は初めての受診になるが、別の診療科を受診され、通院中の方。
- ・特定の疾病または障害等により、国・地方の公費負担医療制度の受給対象となられている方。
※ただし、小児医療証・ひとり親医療証等の医療費助成制度をご利用の方はご負担いただきます。
- ・生活保護法による医療扶助の対象となられている方。
- ・災害により被害を受けられた方（罹災証明のある方）。
- ・自費診療の方。
- ・平塚市民病院で健康診断を受診される方。